

# 特定非営利活動法人の条例指定要綱

平成26年3月14日施行  
令和3年3月31日一部改正

## (趣旨)

第1 この要綱は、地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を条例で定めることに関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この要綱において「指定特定非営利活動法人」とは、指定(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。以下同じ。)を受けた特定非営利活動法人をいう。

## (指定の申出)

第3 地方税法第37条の2第12項に規定する申出をするときは、次に掲げる事項を記載した指定申出書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 特定非営利活動(法第2条第1項に規定する活動をいう。以下同じ。)を行う地域
- (3) 現に行っている事業の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項の指定申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実績判定期間(前項の申出をしようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人にあっては2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。以下同じ。)内の日を含む各事業年度(その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)の寄附者名簿(各事業年度に当該申出に係る特定非営利活動人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた日付を記載した書類をいう。))
- (2) 第4第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(前号に掲げる書類を除く。)及び第5各号の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

## (指定のための基準)

第4 知事は、指定申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。

- (1) 県内に主たる事務所を有し、かつ県内の地域を活動範囲としていること
- (2) 次のいずれかを満たしていること
  - ア 実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額(法第45条第1項第1号イに規定する金額をいう。)の占める割合が100分の10以上であること
  - イ 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額が1,000円以上である寄附者数の合計が年平均50人以上であり、かつ当該特定非営利活動法人に対する寄附金の総額が年平均15万円以上であること
- (3) 次のいずれか2つ以上を満たしていること
  - ア その事業活動を掲載した会報紙等を申出の日において県内の公共施設等に5ヶ所以上設置していること
  - イ その事業活動に関する県民を対象とした催物を実績判定期間の各事業年度において4回以上開催して

いること

ウ 法人の活動状況を実績判定期間において、会報紙、インターネット（ホームページ等）などで積極的に公開していること（発行・更新頻度：年2回以上）

(4) 実績判定期間及び申出の日を含む事業年度開始の日から申出の日までの間に、次のいずれかについて1回以上の実績があること

ア 県との協働事業を行っていること

イ 市町村の範囲を越えて、他団体（市町村、自治会、企業・団体等）と協働した広域的な活動を行っていること

ウ 県の施策及び事業の推進に資する活動の実績があり、その活動に当たって地域住民等からの支持を受けていること

(5) 実績判定期間における事業活動において、次に掲げる活動の占める割合が100分の50未満であること

ア 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動

イ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動

ウ 特定の著作物又は特定の者に関する活動

エ 特定の者の意に反した活動

(6) 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること

ア 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること

(イ) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者

(ロ) 特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び3親等以内の親族並びにこれらの者と特殊の関係のある者

イ 各社員の表決権が平等であること

ウ 会計について、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は青色申告法と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

エ 支出した金銭でその費途が明らかでないものがあること、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと

(7) 事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること

ア 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと

イ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が100分の80以上であること

エ 実績判定期間における受入寄附金総額の100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること

(8) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。

ア 法に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等

イ 第3第2項各号（第1号を除く。）、第8第2項各号（第1号を除く。）及び第8第3項の書類

(9) 法に規定する事業報告書等を毎事業年度初めの3か月以内に提出していること

(10) 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

(11) 指定申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること

2 実績判定期間において、前項第1号、第6号、第7号ア及びイ並びに第8号から第10号までに掲げる基準

に適合していること。

- 3 知事は、第1項の手続を行うときは、必要に応じて有識者の意見を聞くものとする。
- 4 合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人であって、指定申出書を提出しようとする事業年度の初日においてのその合併又は設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合の第1項の規定の適用は、次に掲げる各号のとおりとする。

(1) 合併後存続した特定非営利活動法人が申出を行う場合

ア 実績判定期間は、申出をしようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日）以前5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人にあっては2年）内に終了したその特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間とする。

イ 第1項第11号に規定する設立後の経過期間については、指定申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること。

(2) 合併によって設立された特定非営利活動法人が申出を行う場合

ア 実績判定期間は、申出をしようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日（申出をしようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の日の前日）以前5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人にあっては2年）内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間とする。

イ 第1項第11号に規定する設立後の経過期間については、指定申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること。

**(欠格事由)**

第5 第4第1項の規定にかかわらず、知事は、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人については、指定手続を行わないものとする。

(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第15第1項第2号、第5号又は第7号から第9号までのいずれかに該当し指定特定非営利活動法人の指定取消の手続が行われた場合において、その原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの

イ 法の規定により認定又は仮認定を取り消された特定非営利活動法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）である者又は暴力団の構成員でなくなっ

た日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）

- (2) 第15のいずれかに該当し、指定取消の処理が行われた場合において、指定特定非営利活動法人でなくなった日から5年を経過しないもの
- (3) 法の規定による認定又は仮認定の取消しの日から5年を経過しないもの
- (4) 定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
- (5) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの
- (6) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの
- (7) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 暴力団
  - イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

#### **(基準適合の確認)**

- 第6 指定特定非営利活動法人は、当該指定の日から5年を経過する日の9か月前から7か月前までの間に指定確認申出書（様式第2号）を知事に提出し確認を受けなければならない。
- 2 第3の規定は、前項の確認について準用する。この場合において、第3中「指定申出書」とあるのは「指定確認申出書」と読み替えるものとする。
  - 3 知事は、前項の申出書を審査し、その結果、第4第1項（第11号を除く。）及び第2項の基準に適合しかつ第5の欠格事由に該当しないことを確認した場合は、その旨を当該指定特定非営利活動法人に通知する。

#### **(指定事項の変更)**

- 第7 指定特定非営利活動法人は、第3第1項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく指定事項変更届出書（様式第3号）を知事に届け出なければならない。ただし、法の規定により名称の変更の申請又は主たる事務所の所在地の変更についての届出が知事であったときはこの限りではない。
- 2 知事は、前項の指定事項の変更の届出があった場合においては、当該指定特定非営利活動法人について第4第1項第1号、第6号、第7号ア若しくはイ又は第10号に掲げる基準に適合するか確認するものとする。
  - 3 知事は、第1項の届出すべき事項が指定特定非営利活動法人の名称又は主たる事務所の所在地の変更である場合において前項に規定する基準に適合する旨の確認をしたときは、条例を改正するために必要な手続を行うものとする。

#### **(指定申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き、閲覧等)**

- 第8 指定特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、第3第2項（第1号を除く。）に掲げる書類を、指定を受けた日から5年間、その事務所に備え置かなければならない。
- 2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。
    - (1) 前事業年度の寄附者名簿
    - (2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
    - (3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項、取引に関する事項及び給与に関する事項を記載した書類
    - (4) 第4第1項第6号（イを除く。）、第7号ア及びイ、第8号並びに第10号に掲げる基準に適合している旨並びに第5の欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類
  - 3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- 4 指定特定非営利活動法人は、第3第2項（第1号を除く。）若しくは第2項（第1号を除く。）に掲げる書類又は前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させなければならない。

#### **（役員報酬規程等の提出）**

- 第9 指定特定非営利活動法人は、指定された日を含む各事業年度終了の日の翌日から3か月以内に役員報酬規程等提出書（様式第4号）に第8第2項（第1号及び第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他の内容に関する事項を記載した書類を除く。）の書類の正本1部、副本1部を添付し、知事に提出しなければならない。ただし、法第55条第1項の規定により知事に既に提出している書類、又は第8第2項第2号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りではない。
- 2 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく助成金の支給実績等提出書（様式第5号）に第8第3項の書類を2部添付し、知事に提出しなければならない。ただし、法第55条第2項の規定により知事に既に提出している場合は、この限りではない。

#### **（役員報酬規程等の公開）**

- 第10 知事は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3第2項（第1号を除く。）若しくは第8第2項（第1号を除く。）に掲げる書類又は第8第3項の書類（過去5年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、当該書類（これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

#### **（指定特定非営利活動法人の合併）**

- 第11 指定特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、法第34条第4項の申請に併せて、合併届出書（様式第6号）により知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出があったときは、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより適合するか否かの判定を行うものとする。
- (1) 第4第1項第1号から第5号、第7号ウ及びビエに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した特定非営利活動法人を1つの法人とみなして判定すること
  - (2) 第4第2項（同項の規定中第1号及び第8号イに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること
  - (3) 第4第2項（同項の規定中第8号イに係る部分に限る。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した特定非営利活動法人が実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれる場合、そのそれぞれについて判定すること
- 3 知事は、前項の規定による確認をすることができた場合で、指定特定非営利活動法人の名称又は主たる事務所の所在地の変更がある場合においては、条例を改正するために必要な手続を行うものとする。

#### **（報告及び検査）**

- 第12 法第64条第1項及び第3項から第7項までの規定は、指定特定非営利活動法人の報告及び検査について準用する。この場合において、法第64条第1項及び第3項から第5項中「所轄庁」又は「所轄庁又は所轄庁以外の関係知事」とあるのは「知事」と、「認定特定非営利活動法人等」とあるのは「指定特定非営利活動法人」と読み替えるものとする。

#### **（改善を求める事項）**

- 第13 知事は、指定特定非営利活動法人について、次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理

由がある場合には、当該指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を求めることができる。

- (1) 第4第1項第6号、第7号ア若しくはイ又は第10号に掲げる基準に適合しなくなったとき
- (2) 法第28条第3項若しくは第29条又は第8第4項若しくは第9の規定を遵守していないとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき

2 知事は、前項の規定による改善を求めたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨を公表するものとする。

#### **(その他の事業の停止)**

第14 知事は、法第5条第1項に規定するその他の事業を行う指定特定非営利活動法人につき、同条第1項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該指定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を求めることができる。

2 第13第2項の規定は、前項の規定によるその他の事業の停止を求める事項について準用する。

#### **(指定取消しの手続を行う基準等)**

第15 知事は、指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

- (1) 第4第1項第1号に掲げる基準に適合しなくなったとき
- (2) 第5各号（第2号及び第3号を除く。）のいずれかに該当するとき
- (3) 第6の規定による確認を受けなかったとき
- (4) 第6の規定により指定確認申出書の提出があった場合であつて、第4第1項（第11号を除く。）及び第2項の基準に適合しないと知事が認めたとき
- (5) 偽りその他不正の手段により指定特定非営利活動法人となったとき
- (6) 第11の届出があった場合であつて、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が第4第1項各号に掲げる基準に適合しないと知事が認めたとき
- (7) 正当な理由がなく第13第1項の規定による求めに応じず又は知事が求めた改善がなされないとき
- (8) 正当な理由がなく第14第1項の規定による求めに応じないとき
- (9) 指定特定非営利活動法人から指定取消申出書（様式第7号）の提出があったとき
- (10) 解散したとき（合併により解散したときを除く。）

2 知事は、指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその理由を周知するものとする。

#### **(その他)**

第16 この要綱に規定のない事項については、法に規定する認定特定非営利活動法人に関する事項と同様の扱いとする。

#### **附 則**

##### **(施行期日)**

この要綱は、平成26年3月14日から施行する。

#### **附 則**

##### **(令和3年3月31日付け一部改正)**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4第1項第8号、第8第4項、第9第1項及び第10（「当該書類（これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める部分に限る。）の改正は、同年6月9日から施行する。

## 指 定 申 出 書

年 月 日

長野県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

特定非営利活動法人の条例指定要綱第2に規定する指定特定非営利活動法人としての指定を受けたいので申し出ます。

設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日
過去の指定の有無 過去の指定の期間	有 ・ 無 年 月 日 ～ 年 月 日
指定取消の有無 取消の日	有 ・ 無 年 月 日
特定非営利活動を行う地域	
現に行っている事業の概要	
その他の事務所の所在地	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 申出書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ申出書を提出することができません。
- 3 過去に指定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ申出書を提出することができません。
- 4 過去に指定又は指定取消を複数回受けている場合は、直近の指定の期間又は取消日を記載すること。
- 5 申出書には「指定申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付すること。  
(第3第2項第2号及び第3号の書類については、2部添付すること。)
- 6 「現に行っている事業の概要」には、特定非営利活動及びその他の事業についても記載すること。
- 7 「その他の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記載すること。

## 指 定 確 認 申 出 書

年 月 日

長野県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

特定非営利活動法人の条例指定要綱第6に規定する確認を受けたいので申し出ます。

設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日
指定の日	年 月 日
特定非営利活動を行う地域	
現に行っている事業の概要	
その他の事務所の所在地	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 指定の確認を受けようとする法人は、指定の日から5年を経過する日の9か月前から7か月前までの間この確認書を提出しなければなりません。
- 3 確認書には「指定申出確認書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を2部（正本1部、副本1部）添付すること。  
(要綱第9第1項に基づき知事に提出した書類であって、その内容に変更がない場合は添付を省略することができます。)
- 4 「現に行っている事業の概要」には、特定非営利活動及びその他の事業についても記載すること。
- 5 「その他の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記載すること。



## 指定事項変更届出書

年 月 日

長野県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日付けで指定を受けた件について、下記の事項に変更がありましたので届け出ます。

### 記

1 変更事項 (該当する事項の□にチェックを入れてください。)

- 代表者
- 特定非営利活動を行う地域
- 事業の概要

変 更 前	変 更 後

2 変更の時期

3 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 インターネットによる公表や議会の手続を伴うものもあることから、変更後速やかに届け出ること。

(様式第4号) (第9関係)

## 役員報酬規程等提出書

年 月 日

長野県知事 様

指定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

特定非営利活動法人の条例指定要綱第9第1項の規定により、同項に規定する書類を提出します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 この用紙は、指定特定非営利活動法人が、特定非営利活動法人の条例指定要綱第9第1項の規定により、  
毎事業年度開始の日から3か月以内には提出する際に使用します。
- 3 別のチェック表に記載する書類を提出すること。
- 4 添付する書類は2部を添えること。

(様式第5号) (第9関係)

## 助成金の支給実績等提出書

年 月 日

長野県知事 様

指定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

特定非営利活動法人の条例指定要綱第9第2項の規定により、助成金の支給を行ったので、同項に規定する書類を提出します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 この提出書において提出する書類は、別に定める様式例により作成し2部添付すること。

(様式第6号) (第11関係)

## 合併届出書

年 月 日

長野県知事 様

指定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日付けで特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請を行ったので、特定非営利活動法人の条例指定要綱第11の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

- 1 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
特定非営利活動を行う地域  
事業の概要
- 2 合併によって消滅する法人の名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 この届出書は、特定非営利活動法人の条例指定要綱第11の規定に基づき、特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出すること。
- 3 届出書には「合併申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付すること。

指 定 取 消 申 出 書

年 月 日

長野県知事 様

指定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日付けで指定された指定特定非営利活動法人としての指定を取消ししてください。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。